

十日町市環境共生活動事業補助金交付要綱

平成23年2月7日

十日町市告示第19号

(趣旨)

第1条 十日町市環境共生活動の総合的な推進を図るため、環境共生基金の運用収益を財源として、河川環境及び自然環境との調和・共生に資する地域づくり及び保全・啓発活動に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、十日町市において河川環境の良好な維持向上をはじめ、環境との調和・共生に資する地域づくり及び環境の保全・啓発活動を行う団体等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川環境の維持・向上に資する活動
- (2) 河川・自然環境との調和及び共生に資する活動
- (3) 河川の親水化に関する活動
- (4) 水源涵養に資する森林等の保全・維持活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(補助金額)

第4条 補助金の額は、対象経費の2分の1又は20万円のいずれか低い額とする。

2 活動経費のうち、団体等の運営に係る経費及び食糧費のほか、他の補助金の対象となる経費は補助対象としない。

3 第1項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (2) 申請事業に係る経費は、他の経費と明確に区分するものとする。
- (3) 同一年度内における対象団体からの申請は、1回限りとする。
- (4) 事業の完了は事業実施年度内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、十日町市環境共生活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請団体に対し、十日町市環境共生活動事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 申請団体の代表者は、事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ十日町市環境共生活動事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、十日町市環境共生活動事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、事業の実績について、十日町市環境共生活動事業実績報告書(様式第5号)により、関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、完了日から起算して10日以内とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定後、十日町市環境共生活動事業補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 申請団体の代表者は、前条の通知を受領後、速やかに十日町市環境共生活動事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。